

## 令和6年度 第1回千葉市子ども基本条例検討委員会 議事録

1 日 時：令和6年5月31日（金）13時00分～15時00分

2 会 場：千葉市役所 高層棟2階 XL201・202会議室

### 3 出席者：

#### (1) 委員

宮本委員（委員長）、矢尾板委員（副委員長）、大森委員、沖委員、檜浦委員、岸委員、郡司委員、笹口委員、清水委員、田村委員、藤芳委員、村山委員、山田委員、吉永委員、米田委員【委員20名中15名出席】

#### (2) 事務局

【子ども未来局】	大町子ども未来局長
【子ども未来部】	山口子ども未来部長
【幼児教育・保育部】	小名木幼児教育・保育部長
【子ども未来部子ども企画課】	宮葉課長、佐久間課長補佐
【子ども未来部健全育成課】	石田課長
【子ども未来部青少年サポートセンター】	北島所長
【子ども未来部子ども家庭支援課】	高木課長、田中企画調整担当課長
【幼児教育・保育部幼保指導課】	香川課長、渡邊保育所指導担当課長、 品職員担当課長
【東部児童相談所】	秋庭所長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】	八斗課長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	保田課長

### 4 議題等：

#### (1) 議題

- ア 条例（案）における主な変更点について
- イ 条例（案）の検討について

#### (2) その他

- ア 今後のスケジュールについて

### 5 議事の概要：

- (1) （仮称）千葉市子ども基本条例（案）の主な変更点について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換が行われた。
- (2) （仮称）千葉市子ども基本条例（案）の検討が行われた。
- (3) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

## 6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは、退室していただく場合がございますので、御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。事前に送付しております資料2のほか、本日、机上に、次第、座席表、委員名簿、資料1、資料3を配付してございます。そのほか、宮本委員長から情報提供として神奈川新聞の記事を御提供いただきましたので、配付しております。過不足等はないでしょうか。

続きまして、新たに御就任いただきました委員につきまして、御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立くださいますようお願いいたします。

千葉市ひまわり会副会長、山田理恵子様。

○山田委員 よろしくお願いたします。

○佐久間補佐 ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の大町より御挨拶を申し上げます。

○大町こども未来局長 皆さん、こんにちは。本年4月よりこども未来局長に就任いたしました大町でございます。昨年度はこども未来部長として当委員会には出席しておりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また、天候が荒れている中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より本市のこども施策の推進をはじめ、市政各般にわたり多大なる御尽力、お力添えを賜っておりますことを御礼申し上げます。

また、山田委員におかれましては、御多忙のところ委員に就任していただきまして、本当にありがとうございます。

さて、前回、3月の委員会では、文章形式で条例の素案をお示したところ、委員の皆様より大変貴重な御意見や御要望をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。

それから2か月たちまして、本日の会議では皆様からいただいた御意見等を踏まえて作成した条例（案）について御審議をお願いしたいと思っております。これまで1年以上にわたって御審議いただいたところですが、条例の制定に向けていよいよまとめの段階に入っておりますので、委員の皆様方におかれましては、意見集約や取りまとめに御協力をお願い申し上げます。

ここで千葉市からお知らせしたい事項がございますので、少々お時間をいただきたいと思いません。

明日、6月1日は「千葉開府の日」ということで、平安時代後期の1126年6月1日に千葉常重が亥鼻付近に本拠地を移しまして、千葉のまちとしての歴史が始まったとされる日でございます。2年後の2026年には開府900年という大きな節目を迎えようとしておりまして、本市では、この歴史的な節目に向けた記念事業を行い、こどもたちや若い世代が千葉市に誇りを持ち、より豊かな未来につなげていくことができるよう取り組んでいくこととしておりますので、こちらについても皆様の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○佐久間補佐 委員の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ここからは委員長に議事進行をお願いしたいと思います。宮本委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○宮本委員長 皆様、こんにちは。今年度第1回ということで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題の審議に入らせていただきます。議題（1）は「条例（案）における主な変更点について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。どうぞよろしく願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、今回の委員会に当たりまして、内部の調整等に時間を要したため、事前の資料送付が一括して行われなかったことにつきましておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

事前にお送りいたしました資料2の条例（案）につきましては、これまでの当委員会での御意見等を踏まえ作成したものでございますけれども、その内容について御説明する前に、まず資料1から御説明させていただきたいと思っておりますので、資料1をお願いいたします。

こちらは、「（仮称）千葉市こども基本条例（素案）に関する『こども・若者市役所』の意見について」というものでございます。

まず1番の経緯でございます。3月の令和5年度第5回千葉市こども基本条例検討委員会におきまして、こどもや若者から「（仮称）千葉市こども基本条例（素案）」に関する意見を聴き、参考にすべきとの意見があったことから、第4回委員会で提言を受けました「こども・若者市役所」の参加者に対しまして、意見聴取を実施したものでございます。

2番の対象は「こども・若者市役所」に参加している高校生や大学生、3番の意見聴取方法といたしましては2つございます。まず対面による聴き取りといたしまして、5月11日に「こども・若者市役所」の活動場所であります淑徳大学におきまして、高校生4名、大学生2名に聴き取りを行っております。また、「こども・若者市役所」のLINEグループによる意見募集も行っております。これにつきましては、5月14日～17日にかけて行われましたが、高校生1名より回答がありました。このうち高校生3名につきましては、この条例検討委員会において提言を公表していただいた参加者です。

4の主な意見でございます。前文と本文等に分かれておりますが、主な意見といたしまして、まず前文につきましては、「中学生でも理解できるかもしれないが、全体的に文章が難しく、読もうとは思わないのではないか」などという意見をいただいております。また、(2)の本文につきましては、「若者が条例の対象になっていることが分かりづらい」という意見などもいただいております。詳細につきましては、御覧いただければと思っております。

以上のような若者たちからいただいた御意見等も勘案いたしましてこの条例(案)を作成しておりますけれども、作成に当たって、前回の委員会でお示した条例(素案)から大きく変更している部分もありますので、次にその点について御説明させていただきたいと思っております。資料3をお願いいたします。

まず、1の趣旨でございます。先ほどもお話ししたとおり、今回お示ししている条例(案)につきましては、これまで当委員会でもいただいた御意見等を踏まえて作成しておりますけれども、条例(素案)からの特に大きな変更点について御審議いただきたいというものでございます。

続いて、2の主な変更点ですが、3点ほどございます。

1点目は、若者に関する規定及び条例名についてです。条例(素案)では、基本理念や施策の推進等において若者の規定を設けることとしておりましたが、当委員会での意見や、ただいま御紹介させていただいた若者からの意見等を踏まえまして、条例(案)では第1章から第4章まで全ての章において若者の規定を設けているところでございます。

参考といたしまして、その考え方を示しております。

まず、若者に関する規定の必要性は認められますが、自立した大人として生活している若者も多く、子どもと同等に規定することは適当ではないのではないかと考えております。

次に、若者について法令上の定義はございませんけれども、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者ビジョン」や子ども基本法に基づく「子ども大綱」において「思春期及び青年期」とされていることを踏まえまして、同様の定義としております。

また、条例名につきましては、子どもと若者の違いを踏まえまして、それぞれに必要な主な支援を明らかにするために、「千葉市子どもの健やかな成長と若者の自立のための支援に関する基本条例」が適当と事務局では考えております。

2点目は、子どもの定義についてです。条例(素案)では、子ども基本法と同様に、「心身の発達の過程にある者」として年齢は示しておりませんでしたけれども、若者の定義において目安となる年齢を示すこととしたことから、整合を図るため、条例(案)では、子どもについても目安となる年齢を示し、「心身の発達の過程にある概ね20歳代までの者」としております。

ここで、机上に配付しております、「『子ども』『若者』の定義」という概念図の資料を御覧いただければと思っております。

後ほど条例(案)のところでも御説明いたしますけれども、子どもは、新生児期から思春期に限らず、心身の発達の過程にある概ね20歳代までと規定しております。若者については、思春期及び青年期等の者としております。

この概念図を御覧いただくとお分かりになると思いますが、子どもと若者は重なり合う部分があり、特に心身の発達の過程にある者を念頭に置いた場合は子ども、思春期及び青年期等の全体を指す場合は若者としております。

続いて、資料3にお戻りいただきまして、3点目は、救済委員に関する規定でございます。

条例（素案）では、こどもの権利の侵害に関する救済についての基本的な規定は設けることとしていたものの、前回の委員会後に委員から寄せられた意見や、他自治体の規定等を踏まえまして、条例（案）では、関係者の協力義務など詳細な事項まで規定することとしております。

以上のような変更点に御留意いただいた上で、これから条例（案）について御説明させていただきたいと思っておりますので、資料2をお願いいたします。

まず、1ページ、2ページは条例（案）の構成を記載しております。前文と全4章からなる構成につきましては条例（素案）と同様ですが、第2章については、こどもと若者の規定を分け、3つの節を設けております。

続いて3ページをお願いいたします。前文でございますけれども、委員の皆様から様々な御意見をいただきまして、小学校高学年ぐらいのこどもたちが理解できるような言葉遣いや表現に改め、細部の文言や言い回しを修正したほか、国やこども基本法に関する部分を後段に回しまして、こどもの権利に関することを冒頭に記載するなどの修正を行っております。

内容といったしましては、こどもの権利に関して理解を深めることの重要性をはじめ、こどもへの愛情深い養育や社会全体で子育てを支える環境、問題を抱えた若者への支援の必要性など、大人に改めて認識していただきたい内容も含まれておりますが、大人に向けてそのような働きかけを行っていることをこどもたちにも知っていただくため、こどもたちが理解しやすいように留意しているところでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。ここからは条例の本文となりますが、時間の関係もございまして、規定の概要と主な修正点などについて御説明させていただきます。

第1章の総則でございます。

第1条が目的で、社会全体でこどもや若者を育む機運の醸成や施策の総合的な推進、こどもや若者の権利の保障、健やかな成長・自立、社会参画の環境整備、一人ひとりの自己実現がかなう社会の実現などを盛り込んでおります。

第2条は定義でございまして、先ほど御説明したとおり、こどもは心身の発達の過程にある概ね20歳代までの者、若者は概ね30歳代までの者としております。

第3条は基本理念で、基本的人権の尊重や差別の禁止をはじめ、虐待等の禁止、愛情深い養育、意見表明や社会参画、障害児等への配慮、家庭や若者への支援などを規定しております。

第2項の暴力や性犯罪、性暴力の文言につきましては、整理が必要との御意見がございましたが、こども大綱にも同様の表記がございまして、それぞれ重大な権利侵害であるため、そのままとしております。

第4条から第8条は、市の責務のほか、こどもを養育する者や、市民、こどもに関わる施設・団体、事業者の役割を規定しております。

第9条は本条例の目的等の周知啓発について規定しておりまして、第10条はその周知啓発の一環としてのこども週間について規定しております。

なお、こども週間につきましては、第4章の施策の推進の部分で規定すべきではないかという御意見もございましたが、第4章は施策そのものではなく、施策推進のための計画の策定や進捗状況の検証に関する規定でございますので、総則での規定のままとしております。

また、「11月20日を含む一週間」という規定が分かりづらいという御意見もございましたが、毎年11月20日の曜日が異なることを踏まえまして、関連イベント等の実施に当たり、柔軟に対応できるように、このような規定のままとしております。

第2章は、こども・若者の権利の保障に関する規定でございまして、第1節はこどもの権利の保障についてです。

第11条はこどもの権利の原則的な規定でございまして、第12条から第16条は、子どもの権利条約等を踏まえ、具体的な権利を規定しております。

第17条は、虐待等の根絶に向けた取組みといたしまして、虐待等の権利の侵害についてはいかなる理由があっても許されるものではないことを明らかにするもので、防止に向けた取組みを規定しております。

なお、条例（素案）ではヤングケアラーを想定した規定をここに設けておりましたが、少し趣旨が異なることから、その次の家庭における権利の保障で規定することとしております。

第18条から第20条は、家庭、こどもに関わる施設・団体、地域のそれぞれにおける権利の保障に関する規定で、虐待等の禁止をはじめ、意見表明の機会の確保や意見の反映努力のほか、それぞれの取組みに対する市の支援などについて規定しております。

なお、9ページの第19条第8項の部分でございすけれども、不登校などの支援を必要とするこどもへの配慮や学びの機会の確保に関する規定が必要と考えまして、こどもに関わる施設・団体のうち、学校についての規定を設けております。

第2節はこどもの権利の侵害に関する相談及び救済に関する規定で、第22条以降がこどもの権利救済委員についての規定でございす。

救済に関しましては、第4章の施策の推進の部分で規定すべきとの御意見もございましたが、先ほど御説明したとおり、こども週間と同様の理由でそのままとしております。

第22条では、優れた識見を有し、利害関係を有しない者から市長が委嘱し、定数は3名以内、任期は2年で再任は妨げないことを規定しております。

第23条は相談や救済の申出に関する規定、第24条は、救済委員の職務として、関係者等への調査、調整、勧告、是正要請、制度改善に関する意見表明などを規定しております。

第25条は、調査の対象外といたしまして、係争中のものや議会に請願または陳情を行っているものなどを規定しております。

第26条は解嘱について、第27条は兼職の禁止、第28条は救済委員の責務、第29条は救済委員の補助者に関して規定しております。

第30条は、救済委員に係る市の責務といたしまして、独立性の尊重や関係機関との情報共有や連携支援、救済委員への報告のほか、勧告や意見表明の尊重や是正要請に対して講じた措置の報告、相談者への配慮に関して規定しております。

第31条は調査等への協力に関する規定で、市は協力援助を行わなければならないと、市民等は協力援助に努めなければならないとする規定でございす。

第3節は若者の権利の保障に関する規定で、こどもと若者では権利の侵害の程度や支援の必要性の程度が異なることを踏まえた規定としております。

第32条は若者の権利の保障に関する原則的な規定で、第33条は困難を有する若者への支援に関

する規定、第34条は社会全体の理解の促進に関する規定でございます。

第3章は、こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画に関する規定です。

第35条はこども・若者の意見表明に関する規定で、こどもや若者から意見を聴く機会の確保、意見を形成するための支援のほか、意見表明が困難なこどもへの配慮、意見の形成・表明のために必要な支援などに関して規定しております。

なお、意見表明や意見形成の支援を行う人材育成について規定すべきとの御意見もございましたが、支援者による意見の代弁など、多様な手段の確保について規定しておりまして、人材育成などの具体的な取組みについては計画等で整理するものと考えております。

また、意見表明を学ぶ機会の確保についても規定すべきとの御意見がございましたが、第19条のこどもに関わる施設・団体における権利の保障におきまして、意見表明を含むこどもの権利に関する理解を深め、実際に行使する機会の確保に努める旨を規定しております。

第36条はこども・若者の意見の反映に関する規定で、御意見を踏まえまして、施策等への反映に努めることや、反映できない場合の理由の説明について規定しております。

第37条はこども・若者の社会参画に関する規定で、社会参画の重要性に関する周知啓発や、社会的活動に参加する機会の確保のほか、こどもに関わる施設・団体、市民や地域団体等との連携や社会参画の取組みに対する必要な支援などについて規定しております。

なお、社会参画に関わる人材の育成についても規定すべきとの御意見がございましたが、社会参画を促進する取組みへの支援を規定しておりまして、具体的取組みについては計画等で整理するものと考えております。

第4章はこどもや若者に関する施策の推進に関する規定で、第38条はこどもや若者、家庭等への支援に関する市の方針を規定しております。

なお、第2項に記載している「自覚と責任」という文言は不要ではないかとの御意見もございましたが、社会の一員としての自覚と責任を持つことは円滑な社会生活を送る上で重要なものでございまして、そのために市が必要な支援に努めるという規定でございますので、そのままとしております。

第39条は施策を推進するための計画の策定等に関する規定で、こども基本法に基づく市町村こども計画の策定や、策定に当たってのこどもや若者への意見聴取や反映のほか、こどもや若者に関する市内部の連携、調整体制の整備について規定しております。

これにつきましては、条例（素案）では施策を統括する役職の設置に関して記載しておりましたけれども、計画の効率的、効果的な推進を図る手段として、役職の設置以外の対応も可能とするような規定ぶりに修正しております。

第40条は計画の推進状況の検証に関する規定で、附属機関による審議や公表のほか、こどもや若者からの意見聴取などを規定しております。

条例（案）の説明は以上でございますけれども、今後取りまとめていただく答申について御説明させていただきます。

答申につきましては、これまでの御審議の中で様々な御意見をいただいておりますけれども、条例（案）に盛り込まれたものを含めまして、条例に盛り込むべきものにつきまして委員会の意見として取りまとめていただくこととなります。

この後の御審議の中で委員会としての意見を整理していただき、それを基に事務局が作成した答申（案）を次回の委員会で御確認いただきまして、答申として決定していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○宮本委員長 どうもありがとうございました。条例（案）ができてまいりましたけれども、これをつくるために事務局のほうで大変な御努力をいただいていることと感じております。

早速審議に入るのですが、最初に私のほうから御紹介させていただきたいのですが、資料の中に新聞記事が入っております。横浜市のこども条例（案）に関して、私に関係したのですが、横浜は議員の立法ということで、6月5日でしょうか、市議会に出て、ほぼ可決するだろうということでございます。党派を超えて、議員42名のうちの37名が名前を連ねているということでございますけれども、市民はほとんどこれを知らなくて、市議会に出る直前ぐらいになって知ったというような状況だそうです。

提出された案というのが、例えば決定的に欠けているのは、今御説明いただいたような、前文もそうですけれども、千葉市でいうところの4ページの目的と基本理念、この辺りの条例の精神とといいますか、魂とといいますか、その部分がすっかり抜けていて、いきなり「市はこどもの健やかな成長のために努力をします。それから、参画を進めます」というような条例になっているということです。何よりも、市民がほとんど知らず、検討に関わることもなく、議会で決められてしまうということが一番問題のようで、私は結構長く横浜の仕事に関わっていたものですから、声がかかりまして、この間記者発表をしたということでございます。

横浜はこどもや若者に関する活動をやっている団体も非常に豊富ですし、長い歴史を持っている自治体なのに、どうしてこういうことになったのか、本当によく分からないところがあるのですが、そのことと比べますと、千葉市は非常に優れた体制で今日まで来ているという感じがいたしまして、皆様に御報告させていただきたいということでございます。

では、早速本題に入りたいと思います。

この議論を行うに当たりまして、矢尾板副委員長のほうから論点を整理していただいているようでございますので、御説明をお聞きしたいと思います。

では、よろしくお願いたします。

○矢尾板副委員長 机上に論点整理メモというものを用意させていただきました。ここからまず説明させていただきます。

これまでの委員会の議論を振り返ってきまして、議論の積み重ねというところが、毎回いろいろな御意見は出るのですが、議論が取りまとまっているかという取りまとまってなくて、言いつ放しになっていて、事務局のほうでまた案が出てくるという形でした。今後答申に向けて委員会としてどう考えていくのか、意見集約をして、議論のまとめの中で積み上げていくことが必要だと考えております。この委員会でも、途中の段階で論点整理をしっかりと、その論点を踏まえて部会でも御議論いただいて3月に持っていきべきだったと考えております。そういう意味では、今回の変更点も含めて、内容というよりは委員会の議論のプロセスとして瑕疵が残ってしまっていると感じております。

大きな変更点が今回ありますので、細かいお話をさせていただく前に、まず委員会としてこうい

う変更を総意とできるのかどうかということの確認というところでいくつか論点を提示させていただいて、この論点について委員の皆さんのお考えをお聞きして、委員会としてこれでいいんだということで次の細かいお話になるのかなということで、まとめさせていただいたところがございます。

民主主義というのは、結論は最終的に出さなければいけないのですが、やはりそこに至る過程の議論の積み重ね、そこが最終的な答えの適正性につながっていくと思いますので、その点についてぜひ委員の皆さんに御協力をいただきたいと思っております。

ではどういう論点があるのかということですが、4点あるだろうと思っております。

論点の1点目は、条例の基本的な性格をもう一度確認しておかなければいけないということだと思います。と申しますのは、私も、第1回か第2回の委員会のときに、この条例（案）は理念条例で行くのか総合条例で行くのかというお話をさせていただいたと思います。

理念条例というのは、市のスタンスをしっかりと、これからこういう施策に向けて頑張っていきましょう、こういうことに努めていきましょうと、ある程度包括的かつ緩やかなそうした考え方を示すものであります。そして、その考え方に基づいて、その後様々な計画で具体的な施策を取っていきましょうというような構造になっていると思います。

総合条例というのは、むしろ具体的な施策のところまで入って、こうしたことを規定していこうと。場合によっては罰則規定もある、そういった条例もあると思います。そうしたしつらえになると思います。

これまでの市の御説明として、また、委員会の議論を前提とした理念条例で行くという前提があって、部会でもいろいろ御議論いただいたのですが、今回の変更点を見てみますと、やはり総合条例的な具体的なところに入っているということで考えると、もう一度理念条例なのか総合条例なのかということを考えなければなりませんし、場合によっては施行規則まで考えていかななくてはいけない部分があるだろうと。ここでは施行規則まではやらないわけですが、委員会としてどちらの条例の性格を持っているのかということの一つ確認しておかなければいけない。

理念条例ですと、よくこういった議論は「総論賛成、各論反対」という議論になりますから、総論賛成の部分である程度つくって、具体的なところは具体的な施策でやっていこうということが考えられるわけです。

総合条例の場合は、個別の論点になってくると、そこが議会等を通らなくなってくる可能性もある。各論反対ということで、そこは逆に多様な意見をしっかり聞いて、合意ができるようなものにしつらえていかなければいけないという点では、今までの議論では不足をしているようにも思うのですが、スケジュール感の問題もありますので、委員会としてそこは確認しておく必要があるかなと思っております。

今回、条例（案）を見せていただいて、どういう条例になったのかということですが、整理をさせていただくと、一つは、これは漢字の「子ども」の部分も関わってくると思うので、「こども（子ども）」と書かせていただきますが、こども（子ども）の権利保障と権利侵害に対する救済等の積極的な取組み、権利をしっかり見て、そして救済していこうというのが第2章の内容だと思います。そこをしっかりやっていこうということがこの条例の軸になるという意味では、基本的な性格としてここが大きな意味を持っているということが整理できるように思います。

もう一つは、これまで千葉市も様々な子どもや若者の社会参画の推進や子ども施策を進めてきましたので、こうしたところの規定をしっかりと位置づけて、千葉市らしい条例にしていく。

大きな軸としてはこの二本柱の条例で、ある程度理念条例的な部分があれば、少し具体的などころもあるという性格を持った条例であるという整理ができると思います。こうした条例の性格でよいのかどうかということをもと委員の皆さんに確認させていただけるとよいと思います。

2点目、子どもと若者の定義については、今、事務局から御説明がありました。もともと事務局からは子ども基本法にのっとった条例ということで、定義も子ども基本法にのっとっていたということでもずっと議論してきたと思います。若者という言葉の議論も前回ありました。今回整理していただきましたが、若者という言葉は大変曖昧です。言葉になりますと非常に難しい問題があります。

では、例えば「子どもの権利」の権利の部分で言うと、権利救済等について言うときの若者の範囲はどこなのか、また、社会参画における若者の範囲はどこなのか、子ども施策における若者の範囲はどこなのか。多分それぞれによって違いがあると、一言で「若者」と軽々しく入れられるものではない。ではどうすればいいかということ、そこはしっかり定義づけを行っていかないと、変に悪用されてしまう可能性もありますので、委員会の責任としては慎重にやらなければいけない。ということで、事務局から御提案をいただいているわけで、本来はこれ以上の議論をしっかりとすべきだと思うのですが、時間的な問題もあるので、少なくとも今回事務局にお出しいただいた定義で良いのかどうかという確認をしていただく必要があるだろうと思います。

3点目、条例の基本的な性格と定義をある程度確認していただきますと、条例名はどうするのか。これまで「子ども基本条例」という言葉を使っているのですが、委員会の総意として論点1、論点2が妥当であるということであれば、若者の定義が不明瞭、不明確であるからこそ、そこをある程度縛れるような、ある程度対象を明確にできるような形での条例名が確かに必要だということで、今回事務局から「千葉市子どもの健やかな成長と若者の自立のための支援」ということで、ある程度条例名で対象を分かりやすくしておいて、市としての条例を考えていこう、性格をしっかりと位置づけていこうという整理をされていると理解をしております。この点についても、こうした考え方でよろしいのかどうかということだと思います。

最後は、論点4点目です。救済委員に関して具体的な規定が入っている部分がございます。ここは論点（1）の性格というところで、子どもの権利保障と権利侵害に対する救済等の積極的な取組みを大きな柱の1つとするならば、確かに必要だろうと考えられます。ほかは理念的なものですが、ここだけかなり具体的になっていますので、少し違和感がありながらも、具体的に入れることの是非の最終的な確認をしていただくということだと思います。実際に運用してみたら、要綱や施行規則、付帯的なそうしたものも必要となってくるかもしれませんけれども、まず条例の段階でここまでの書きぶりでもいいのかどうか。そうしたバランスの問題を含めて検討する。

論点は4つです。私としては、委員の皆さんに確認をしていただいて、それぞれ御意見をいただいて、これが委員会の総意であるということであれば、個別の細かいお話に入っていただきたい。今回、議題の2番目で「条例（案）の検討について」と入っていますので、（1）ではこうした確認を、せっかくの機会ですので、委員の皆さんから御意見を賜って、委員会としての意見集約を図っていただきたいと思います。

以上です。

○宮本委員長 副委員長、どうもありがとうございました。整理をしていただいたので、これからの議論が大変やりやすくなると思います。

まず論点（１）の条例の基本的性格に関してです。確かに十分に整理しないまま議論が進んだところがありますけれども、思い出してみると、初期の頃から、千葉市としては理念条例ではあるけれども、必要に応じて必要なものはそこに何かつけることもあり得ると、そういう御発言をされていたように思います。結果としてはそういう形になっているように思いますが、この辺りについて千葉市のほうから何か補足があればまず御発言いただけますか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。事務局では、こども基本法を踏まえまして、市として理念的な規定を中心とした条例を想定しておりましたけれども、条例の制定に当たりましては、当委員会での御意見はもちろんですけれども、当事者であるこどもや若者をはじめ多くの方の御意見を伺うプロセスを重視しておりまして、シンポジウムやアンケート調査など、様々な取組みを進めてきたところでございます。ですので、いただいた御意見につきましては、可能な限り尊重することが重要であると考えております。

○宮本委員長 そういう意味で言うと、プロセスの中で様々な具体的な発言があったということで、完全な理念条例とはなっていないということになりますけれども、それでいかがでしょうかということで、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。特に権利侵害に関する救済等の積極的な取組みに関しては、かなり力を入れて具体的な記述もされている状態になっています。

○矢尾板副委員長 よろしいですか。今整理していただいているのは、委員会の議論で出ているというところで、そもそも委員会として一つ一つの確認をしてきていないです。例えば、救済の制度を入れようということを３月に総意として合意形成しているかということ、御意見はいただいていましたが、「そういう御意見もありますね、あとは事務局お願いします」というやり方で、要は委員会として一つ一つ確認がなされないまま来てしまったことが問題であると思っています。

最終的にこういう条例になっていくことは議論の中でできていることなのでよろしいかと思うのですが、一つ一つの集約がされていないままここまで来てしまったので、今から戻るのもあれですけれども、そういったところをやはり確認しておいたほうが良いという趣旨でここは整理させていただきます。

○宮本委員長 それでは、ストレートに理念条例なのか総合条例なのかという形では発言しにくければ、もう少し自由で結構ですので、この論点（１）について御発言をいただけますでしょうか。

では、権利侵害に関する救済等の取組みに関しては、村山委員を中心にして部会でも大分議論をしていただいておりますので、まず村山委員のほうから御発言をお願いします。

○村山委員 村山でございます。今御指摘いただきましたとおり、私たちの部会では、権利、相談及び救済機関設置についても盛り込むべきか否かというところで議論をしてきました。その結果、部会としてはこれをぜひ入れていただきたいということで、全体会のほうにも意見を出させていただきました。

なぜ必要かという理由ですけれども、こどもが権利侵害をされたときに、現在は相談、救済を求めるところがない、それが千葉市であるというところで、こどもは当然守られる権利があるわけですから、それについてアクセスする場所が必要なのではないかと、極めてシンプルな理由に

よって必要性をみんなで確認してきたところです。

私個人としても、弁護士としてこどもの事件に携わっておりますけれども、現状そのような機関がないことでかなり困っていらっしゃる方を多く見ております。致し方なく弁護士にお金を払って助けを求めるという方もいらっしゃいます。そういうことにならないように、ぜひこのような機関は必要ではないかということで意見を出させていただいております。ですので、私たちの部会としてはこちらをぜひ入れていただきたいということで、全体会で皆様にお諮りする次第です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

この件はかなり重要なところでございますので、まずはここで確認を取らせていただきたいのですが、今の村山委員の発言、つまり非常に重要なことで盛り込んでほしいという部会の御意見でございますが、どうでしょうか。特に反対意見はないということよろしいですか。では、ここは入れるということですね。

それ以外に、基本条例の範囲を超えて総合条例になっていると思われる部分についても御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○矢尾板副委員長 今回委員の皆さんにお聞きしたいのは、一つは救済というところが入りますので、権利保障と権利侵害に対する救済等の積極的な取組みをこの条例は進めていくんだという方向性が大きな柱になっていく。この条例の案を見ますとそうなっていますので、その性格でよろしいですかということですね。

もう一つは、後半の部分です。第3章、第4章では、こどもの社会参画と、もう一つは施策の推進、これが大きな柱になっていますので、要するに、この条例の性格として、この二大柱でいいのかどうかというところの御意見をいただければよろしいかと思えます。

○宮本委員長 二大柱というのは、理念条例であっても二大柱で変わりはないように思いますが、いかがですか。

○矢尾板副委員長 その部分は、これまで委員会として総意を取りまとめていなかったということです。御意見はいろいろ出ていましたけれども、こういう性格を持っているものだという事は多分一度も確認をされていないのではないかなと。事務局のほうで預かって、整理はされていますけれども。

部会でもいろいろな意見が出て、3月に出て、これで行こうという大きな特徴としては2つです。これまでは救済というところが薄かったのが、大きなところとしてはそこが今回の変更点になっていると思います。後半のほうはこれまでやってきたものでありますが、もう一回二本柱でこういう性格で捉えてよろしいですねということ、今まで御意見を出されていなかった方もいらっしゃるかもしれないので、総意として一応確認されてはどうでしょうかという御提案です。

○宮本委員長 分かりました。

そもそも部会を分けたときに、既にその柱を念頭に置いて分けております。各部会は相当回数を重ねて意見を言っておりますので、そんなに大きな齟齬はないはずですが、しかし、手続的に言うと副委員長の整理が必要かと思えますので、そういうことで伺いたいと思えます。

部会の議論を踏まえて、柱としては二本柱でよろしいでしょうか。

○田村委員 私のほうでは、こちらの社会参画、意見表明、反映ということも入れていただいて、

そして社会参画というところの部会で議論を進めていきました。

こちら、矢尾板副委員長がおっしゃるような、例えば具体的な施策的な内容も含めて定めるかどうかという議論に関しても、前回の議論が終わった後、メールで皆さんに御意見をいただくという形で審議をしました。具体的な形で定められることによって、さらなる活動の発展や理解になかなか行かなくなってしまうことがこの部分に関しては出てくるということがありましたので、皆さんの中でこの形でいいのではないかという内容になって、お話を収めております。

ここが理念的な内容になっているだろうというお話になっていますが、千葉市はこれまで具体的な参画と意見表明において取組みは十分なさっていますし、加えてこの中に反映していくという言葉もしっかりと入れてくださっているなと思います。具体的活動にさらなる発展を加えていくということで、これからの計画の中で、具体的な要素、あるいは今取り組んでいることをこれからどのように取り組んでいくのかということに関しても定めていただけるのではないかと期待しています。

全体的な構成として、こどもを取り巻くいろいろな社会情勢の変化や、家族やシステムの変更など、いろいろなことがある中で、こども自身を守ることや、こども自身が権利の主体者として生きていくということに関して、やはり今の2章のような部分、具体的な条項は今まで提示されていみせませんでしたので、こうしたことがしっかりある上で、意見表明、参画、そして反映がしっかりと行われていくことが絶対的に必要だと考えています。

ですので、こういった2章があるからこそ、3章の部分、4章の部分、3章の部分は特にできていく部分だと思います。実際にここにワークショップで来てくれたこどもたちの、自分たちが、権利会社をつくりますと言っていた意見を思い出すと、こどもたち自身が意見や権利を自分たちのものとしてしっかりと社会に位置づけていく、という意識を今回のアンケートの中でまた出してくれているということもありますので、そういった意見表明、参画を大切にしていくところの下支えとして2章の部分は絶対に必要な情報だと私は考えて、今回の条例（案）を読んでおりました。

ほかにも御意見があるかもしれませんが、皆様に御意見をいただいて、この2章の部分が具体化されているのであれば、3章、4章に関してはもっと具体化すべきなのかという御意見がもしありましたらと思いますが、私が部会長としてやっていて皆さんに御意見をいただいた中では、そのようにお話が続いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○矢尾板副委員長 今、メールでの審議というお話を伺ったのですが、部会の中での審議というお話ですか。

○田村委員 そうです。部会で、またさらにここで意見が出た中で、具体的な部分を入れたほうがいいのではないかという意見を私のほうで出していたので、皆様どうですかということで御意見を聴きました。それでこの形になっております。

○宮本委員長 3月の段階では、基本的にこういう形になることが予想されるころまで作業が進んでいたわけですね。今日こういう形で文案ができてくると、全体としての構成がよく分かってきて、その点で足りないことも今になって気づくところはありますけれども、議論のどこかが空白のまま今日になってしまったということはないと思います。

論点（1）に関しては今の御発言等でよろしいということにさせていただきます。

では、論点（２）、こどもと若者の定義に関して、です。確かにこれは、私が若者にこだわったということがあって、きちんとした整理がないまま現在まで来ているということはそのとおりだと思いますが、今日のような形で事務局のほうで文章をつくっていただいたことによって、それをたたき台にして、これでいいかどうかということが議論しやすいという意味では、手続的に抜けていたということはないと思います。しかし、ここで確認をしておくことは非常に重要なので、御意見をいただきたいと思います。

平仮名の「こども」という用語と、それから「若者」という用語、これの定義に関してです。図を御覧になっていただきたいと思います。実はこの作業はとても難しい話で、こどもと若者という言葉を引きちんとライフコース上につなげるのは難しいんですね。ですので、ある意味、どこか論点がすっきりしないというような意見は今後も出てくる可能性はあります。しかし、もろもろの現象を把握する上で、「こども」という言葉と「若者」という言葉を一応こういう形で定義して使うことは、やむを得ないのではないかと感じが私はしております。

では、御発言をお願いいたします。

○郡司委員 よろしいでしょうか。今日は若者が１人しかいないということで、頑張ろうと思いません。郡司です。

こどもと若者の定義をまとめていただいてありがとうございます。この図があることで大分すっきりしたなと思っているところです。

文章のところを見ますと、「こどもや若者」とか「こども・若者」と併記されている部分もあれば、こども単独で使われていて、若者が文章中にない部分が多々あると思います。

例えば前文を見てみても、５段落目ぐらいまではこどもが単独で使われているのですが、６段落目辺り、改行が入った辺りから突然併記が入るみたいな感じで、これはあえてこうされているのか、それとも曖昧にされているのか、文章全体においてどういった意図を持ってこういう併記の有無にされているのかということ事務局側にお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○宮葉課長 我々が今つくろうとしている条例につきましては、やはり出発点はこどもの権利の保障が重要なテーマであると考えております。御審議の中で、若者の支援、若者の権利の保障も重要だ、必要だという御意見がありましたけれども、やはりこどもと若者の権利の侵害の程度あるいは支援の必要性の程度はおのずと違って来るだろうというところで、まずはそもそもの最初に立ち返って、何が一番大事なのかと言えばこどもの権利の保障が重要だということで、こどものボリュームが多いというか、そこの視点が重要なところで、こういった表記にしているところがございます。

○郡司委員 ありがとうございます。

これは矢尾板先生への御質問になるかなと思うのですが、論点（３）でまとめていただいている条例名に関連して、「第二に」の部分に「『権利侵害』や『権利保障のための救済』の支援対象となり得る『若者』と社会参画における『若者』の対象は異なることを踏まえる必要がある」と書いていただいていると思うのですが、若者当事者としていまいち分からなかったもので、この部分を教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○矢尾板副委員長 この点については、論点（３）の議論のところやらせていただきたいと思えます。

- 郡司委員 では、もうちょっとステイということですか。
- 矢尾板副委員長 論点を絞って今やっていますので、論点ごとにやっていくべきだと思います。
- 郡司委員 分かりました。では、一旦発言を終わろうと思います。
- 宮本委員長 そのほか、いかがでしょうか。
- 吉永委員 ちょっとだけ質問していいですか。
- 宮本委員長 どうぞ。
- 吉永委員 若者という言葉に、割と「自立」という言葉がくっついて使われているようです。子どもや若者を定義したわけですが、自立については定義しなくても大丈夫でしょうか。
- 宮本委員長 確かに自立という言葉も定義が必要な用語ですよ。自立に関してはここ20年ぐらい随分議論が進んで、大人になるということは自立することだという議論は極めて不正確だということです。自立という言葉が持っている非常に多面的な部分をきちんと念頭に置いた上で、例えば障害を持っている方が大人になったときに自立ではないのかということ、そうではなく、自立という用語の中で整理することができるということは大分議論されてきたことなので、これは入れたほうがいいのかと思います。
- そのほか、いかがですか。
- 矢尾板副委員長 今の自立という概念を事務局としてどうお考えなのか、聞いていただいてよろしいでしょうか。
- 宮本委員長 では、自立について、事務局いかがでしょうか。
- 宮葉課長 自立についてはなかなか定義が難しいというのが実際にはあります。ただ、国の文書や資料では、円滑な社会生活を営む上で支障がある場合は、それは困難を抱えた若者であるということが言われています。やはり一人ひとりが円滑な社会生活を営むことができているかどうかということが一つのポイントになるのかなと考えております。
- 矢尾板副委員長 それを定義として入れるかどうかですよ。そういうニュアンスの話を。
- 宮本委員長 自立という言葉は、精神的自立、心身の自立、社会的自立等々の言葉で整理することは可能だと思います。この辺りは後で付け加えるということで、私も含めて整理したいと思います。
- そのほか、いかがでしょうか。
- 一つは若者の年齢ですが、40歳未満とここまで延ばすことが現実的にいいかどうかということ、私自身も迷っております。40歳未満とした根拠は、子ども・若者育成支援推進法でしょうか。
- 宮葉課長 資料3にも少し記載させていただいていますが、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者ビジョンですとか、あるいはこども基本法に基づくこども大綱等において、若者は「思春期及び青年期の者（ポスト青年期も含む）」とされています。思春期というのは中学生から概ね18歳まで、青年期は概ね18歳から概ね30歳未満まで、施策によっては40歳未満までのポスト青年期を含むとされております。国の定義とまでは言わないですが、国が示している基準とある程度整合を図る必要があるということで、このような規定にしているところです。
- 宮本委員長 現実としては、この基本条例の中で特に守らなければならない人たち、あるいは支援の必要な人たちを濃淡で考えると、小さい子どもであればあるほど保護の重要性は高くなっていくはず。しかし、諸現象としては、年齢が上になっていってもやはり問題はあります。そこを

今施策でやっているのですけれども、その根拠になる基本的人権とかそういうことが非常に曖昧なので、状況によっては予算をカットすれば終わりというようなことが続いているということからすると、年齢を広げておくのもいいのかなという感じもいたします。

40歳を過ぎると一応中年期という形でくくるのですが、中年期の施策というのか、位置づけも非常に弱いということが今言われております。例えば、ひきこもりは中年期以降のほうが今増えているんですね。法的にその人たちの権利をどう守るのかという話になってくると、あまりやってこないままになっているとか、そういうこともあります。

では、御意見がないということで、「こども」「若者」の定義はこのとおりということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、論点(3)の条例名です。これについて御意見いかがですか。この条例名に関しては、最後につけようということですとずっと延ばし延ばしで来たのですが、内容がこういうふうに固まってくるとつけやすいということと、せつかくの条例ですので、できるだけ分かりやすく具体的イメージで伝えるということからすると、基本条例というよりも少し具体的な内容が伝わるほうがいいかなという感じがいたします。

○村山委員 私はこれから意見を言いたいのですが、その前に郡司さんから先ほどこの(3)について質問があったと思います。そこが済んでから意見を申し上げたいと思います。

○郡司委員 ありがとうございます。改めて矢尾板さんにお伺いしたいと思います。

権利侵害や権利保障のための救済の対象である若者と社会参画している若者の対象が異なるというお話だったのですが、どう異なるのかをお伺いしたいです。

○矢尾板副委員長 先ほどその説明をさせていただいたと思うのですが、若者という定義も広さがあり、曖昧さがありますよねという中で、例えば社会参画と言え、働いている方もいらっしゃれば、学生さんもいらっしゃれば、いろいろな若者が一般に入ってくる。今度、こども施策となると、施策ごとに対象となる年齢の方または状況の方など変わってきます。一概に若者と言ってしまうと、いろいろな方が入ってしまっ、的が絞れなくなってしま。さらに救済というところで言うと、今度ここはこどもの権利ということで、ある程度の発展的なところでどの辺までカバーしていくのか、前回そういう話もさせていただきました。要は、施策レベルに落としていくと、対象はそれぞれの分野でもかなり変わってくるものだと思います。

さらに言えば、ヤングケアラーみたいなお話であれば、こども・若者の問題、特に若者のうちにヤングケアラーがありますけれども、先ほど委員長がおっしゃったように、中高年になっても、言葉は違えども、もしかすると同じような状況に置かれている方もいらっしゃるかもしれないとなれば、状況としては変わらないわけで、ではなぜそこは若者だけなのかなど細かいいろいろな整理をしていかないと、ここの議論は具体的になっていかないと思っています。

だから、「異なる」という言葉に語弊があるのであれば、違うニュアンスでもいいのですが、それぞれの分野ごとに想定している若者、または施策としてやっていかななくてはいけない対象は違っているだろうということで、この条例としてどこに軸を置いて、市として、またこの委員会としてどこを一番重要視というか、主軸になって展開をしていくべき条例なのか。性格をちゃんとこの条例名の中に入れていくというところと言うと、先ほど自立という言葉についての意見もありましたけれども、1番のところも考えていくと、そういうところに注目をした形での名称の

つけ方のほうがよろしいのではないかということで、その点については評価できるのではないかというお話をさせていただきました。

○郡司委員 ありがとうございます。私の解釈では、今御説明いただいたところだと、やはり若者を年齢で区切るだけでは、様々な状況があるところを見えないものにしてしまっているのではないかということでしょうか。

○矢尾板副委員長 若者というのは曖昧ですから、言葉の定義はなかなか難しいです。こういう条例において使うにはすごく難しい言葉です。ただ、前回の意見で若者という言葉を入れてくださいと御発言があって、そこは本来はすごく慎重に何回も議論を積み重ねていかなければいけない部分だけれども、この時間の中でやるとしたら難しいですよねと。

先ほどの論点（２）で、若者の定義はこうしようということは一応この条例の中で固まったわけですよ。意見集約ができたわけです。その中で、条例として大切にしていきたいところはどこなのかというところが条例名に反映されていくと分かりやすくなるでしょうということです。そこの議論をしていただきたい。私が提案している条例名ではないので、議論していただく土台を提供しているということです。

○郡司委員 分かりました。ありがとうございます。

条例名から飛び出してしまう話だと思うので、この後の発言は後ほどしたいと思います。

○宮本委員長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 条例名について私の意見を申し上げます。私は、シンプルに「千葉市こども・若者基本条例」がいいと思っています。なぜかと言いますと、ここに例として書かれている「健やかな成長と若者の自立のための支援に関する」と書きますと、基本それについて書かれている条例だろうと皆さん感じるのではないかと思うわけです。ただ、健やかな成長と若者の自立に対する支援の定義にもよりますけれども、恐らくそれ以外のこともたくさんこの条例には書いていて、記載事項、条項に優劣も個人的にはないと思っていますので、シンプルに「こども・若者基本条例」で、こどもと若者に関する施策のベースとなるとても大事な条例だということがシンプルに伝わるほうが市民にとって分かりやすいと思っています。

○宮本委員長 名前がいろいろ出てきましたので、どうぞ御発言いただいて、そうするといい名称が出てくるかと思っています。

○矢尾板副委員長 もう一度「こどもの健やかな成長と若者の自立のための支援」をつけた趣旨を事務局から御説明いただいて、もう一回理解したほうがよろしいのではないのでしょうか。

○宮本委員長 実はこの題名は今日の資料にはついていません。やはりここで決めるということで。

○矢尾板副委員長 先ほど変更点についてというところで事務局の説明があったと思います。

○村山委員 口頭で御説明いただいていたので、もう一度皆さんに。

○宮本委員長 失礼しました。では、課長のほうからお願いします。

○宮葉課長 条例名につきましては、当初から「（仮称）こども基本条例」ということで、こども基本法にのっとりた内容として、こどもを主対象としてこども基本条例というところを想定はしていたのですが、審議の中で若者の規定も必要だということで、今回若者の規定もある程度入れていくことになりました。ただ、若者については、基本条例と言えるところまでの内容になっているのかというのは事務局としては疑問に思っております。

ですので、この条例の中で、こども・若者それぞれの中で何を重視しているのかというところを、もちろんいろいろな要素があって、いろいろな要素を盛り込んだ条例名にはしたいのですが、全てを条例名の中に盛り込むことは現実的ではないので、主だったところをこども・若者それぞれで文言を選択して、こういった条例名にしたということでございます。

○宮本委員長 韓国は、こどもと若者に関する法律を別々にしているんですね。若者は若者としての特性があり、それに合わせた法律にしています。日本は若者法とか若者条例というのは出てきそうもないので、無理につけているところはございます。ですので、非常に難しいということになります。

どうでしょうか。ほかに何かいい題目があれば、それもありませんか。

○岸委員 岸でございます。

条例（案）の第3条、総則のところ、「こどもの健やかな成長と若者の自立のための支援に関する施策は」という言葉が出てきています。恐らくこれがそのまま条例名になってきていると思うのですが、「こどもの健やかな成長」というのは何を指すのか、もう少し意見交換をして総意に近づけたほうが良いような気がします。つまり、健やかというのは体の問題なのか、心の問題なのか。そうすると、そういったところに届かないと言いますか、具体的に支援が必要なこどもたちや病弱児、非常に初期の議論の中で、大人になるまでに生きていけなかったこどもたちの場合はどうなるのかということで、私はむしろ第3条の（1）にあるこどもや若者の基本的な人権が保障されるということが前に出たほうが良いのではないかと気がしています。

そういう意味では、村山先生がおっしゃったようなシンプルな条例名のほうが良いのかなという気もしますし、3条の書き方も少し丁寧にしたほうが良いのかなと。もちろんいわゆる体の健康だけが健やかではないということは私も十分承知した上で発言しておりますが、その辺り、「健やか」という言葉だけが独り歩きすることがちょっと嫌だなと心配するところがございます。

○宮本委員長 「健やか」の代わりに、もう少し広げた適切な言葉はないでしょうか。健康をイメージされるとちょっと違うということですよ。

○岸委員 そうです。

○村山委員 そもそも成長を掲げるのかということもありますよね。はっきり申し上げますが、成長とか自立と掲げられると、パターンリズムをすごく感じます。自由とか幸福とか個人の尊厳とか、そういう言葉を我々は大事にしたいと思うので、私はそもそもそこに違和感を持っていました。それが条例名になってしまうと、千葉市は「見事に成長してみせよ」みたいなことを重視している自治体なのかなと言われてしまいそうで嫌だなと。

○岸委員 運動に力を入れましょうみたいな形になってしまうとね。

○村山委員 健やかな成長と若者の自立をまず一番に目指すべきだみたいな雰囲気は、確かに3条にも見えるんですね。まずそこから考え直したほうが良いかもしれないと思います。

○宮本委員長 いろいろと困難な状況に置かれているこどもや若者の問題を扱う中で、成長とか自立という言葉は非常に批判にまみれてきたんですね。自立神話とか成長神話みたいなもので、常に前に前に行かなければいけないというイメージで捉えるということ自体が現実的でなく、それが幸せにつながっているかどうかということが議論されてきたので、この辺りは慎重な名称が必要ではありますよね。という悩みを考えると、村山委員の案が。

○村山委員 何度もすみません。先ほど「主だった」と事務局からもお話をいただいていたと思います。主だったものがこの2つと。主だったことが私たちに決められるのかという話ですよ。何が主だったものなのか。その点は非常に難しいと思っています。ですから、条例名はシンプルに定めたほうが良いと思います。

○宮本委員長 ついでに、先ほど市のほうからの懸念として、若者基本条例になっているのかどうかと。中身が薄いということに関してはどうでしょうか。

○村山委員 もし薄いのであれば、ここから厚くするかという話ですが。現時点での案が若者については薄いのか否かというところについて意見を申し上げることはできません。申し訳ないのですが、十分検討していなかったのです。

ただ、ここで「こども・若者基本条例」という名前をつけて、今後若者の基本条例をつくろうという動きが全国的に出てきたときに、千葉市はもうあるじゃないか、もういいじゃないかと言われるとよくないなとは思ったのですが、仮にもしそういう動きになってきたら、この中で厚くすればいいのではないかと今思ったところです。若者基本条例を入れることについての弊害は、個人的にはそれほど感じていません。

○矢尾板副委員長 申し訳ないけれども、その辺りは、変えれば良いというのはすごく安易で、条例改正になりますので、非常に難しい話になると思います。特に個別具体的なところは、総論賛成だけれども各論反対といろいろな立場の方のいろいろな御意見があるので、ここは責任を持った議論をしていかなければいけないと今の御発言に対しては率直に思いました。

基本条例というのは、ある程度プラットフォームで幅広いものですので、網羅されている部分があるのですが、この条例の性格からすると、性格が先ほど論点(1)で整理されてきたように、大分軸足があるわけですね。健やかとかそういう言葉のあれはあるとしても、基本的なところよりも、これまでの委員会の皆さんの御意見、委員長もヤングケアラーの問題をかなり取り上げられてきて、困難な状況にある若者を何とかしなければいけないという御意見がいっぱいありました。村山委員からは救済制度ということでそこに力を入れるべきだという御意見があって、幅広いというよりも、議論がある程度集中的に、焦点が合ったような性格にこの委員会の中でなってきたように思います。

その中で、先ほどの事務局の御意見で、基本条例というよりはむしろある程度焦点化されているところの性格があるので、細かな表現は置いておいて、こういう趣旨だという御説明があったと思うので、そこは考えていただかないといけないのかなと思います。

○吉永委員 質問いいですか。

○宮本委員長 どうぞ。

○吉永委員 前文の3ページの3のすぐ上のところに、「全てのこどもや若者が自分らしく健やかに成長・自立できる社会」と、先ほどから話題になっている表現と同じような文言を使っているのですが、少しだけ違う表現がされていて、こちらのほうが少し受け入れやすいなと思っています。なぜだろうと思ったら、「自分らしく」という言葉が一つ入っていて、それがあってによって「健やかな成長」とか「自立」に多くの人を感じるものが和らげられているのかなと思いました。前文と途中の文章で表現が違うところに何か意味はありますか。

○宮葉課長 前文については、こどもたちが分かりやすいようにということとできるだけ丁寧な表

現に努めているところであります。条文の本文につきましては、同じような表現がいくつか出てくるものですから、そこを繰り返すというよりも、コンパクトにまとめたというところがございます。

○吉永委員 もしそういう理由でしたら、「自分らしく」は5文字しかなく、それほど大きくコンパクトになってはいないので、もしかしたら同じ表現でもいいのかなと思いました。

○岸委員 岸です。今は条例名のことを言っているのですが、あまりそこにこだわってはどうかと思うのですが、私は総則の責任者なものですから、3条のところは「健やか」を「こどもが自分らしく成長できる」というような文言に変えてもらったほうがいいかなと、今の議論を踏まえるとそんな気がします。条例名のことと離れてしまうとよくないので、それぐらいにしておきたいと思います。ただ、そういう意味では、やはり条例名も「こどもの健やかな成長と若者の自立のため」ではないほうがいいかなと。

○矢尾板副委員長 すごく難しいのは、基本条例と言ってしまったほうが簡単というか、それこそ総論賛成なのでまとまりやすいというのはあると思います。細かい言葉を入れることによって、その言葉の微妙な表現、言い回し、その意味を非常に慎重に検討していかなければいけないので、非常に難しいということがあると思います。

ここで委員の皆さんにいろいろな御意見をいただいて、すごく重要なことなので、どんなことでも出していただきたいと思うのですが、最終的に市はどのような考え方で行くのかということもあると思います。我々検討委員会としては、最終的に答申を出して、健やかはよくないとか、そういうことはもちろん答申の中に書けることだと思います。そういったことも含めて、ここは委員の皆さんに御意見をいただいて、最終的に答申の中でいろいろな御意見を踏まえて市に御判断をいただくというほうが、最終的には市の考え方だと思いますので、いいのかなと思います。

基本条例がいい、簡単なほうがいいと。ただ、それだと基本条例の性格としてはちょっと狭いかな、網羅されていないかなという課題もあるので、その辺りも含めて、もしまだ御発言いただいている委員の皆さんもいらっしゃれば、感想も含めて言っていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。そして、最終的に答申としてまとめていく。

○宮本委員長 御意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○米田委員 皆さんの高度なことと同じようなことが言えるか分からないのですが、私もこれを最初に読んだときに、「健やかな成長」と「自立」が少し嫌だなと思いました。これは行政の努力目標みたいな条例名だと思ったのですが、最初にこの会議に出席したときに、誰一人取り残さない条例にしましょうということだったと思うので、名前は浮かばないですが、一人ひとりを尊重していますよという意味合いが入っている条例名は何かないかなとすごく今考えています。私はそういうふうに思いました。

○宮本委員長 今の御発言のように、具体的にこんな言葉ということがあれば、出していただければと思います。はい、どうぞ。

○藤芳委員 今回の素案を見ると、こども・若者には権利があり、もしそれを侵害された場合は救済しますよとか、そういった具体的なことも書かれています。その後、こどもたちは意見表明ができたり社会参画ができるということまでこどもたちに分かるようなものになっていて、その部分を市は最終的には支援していきますよと書いてあるので、そういった支援ということも盛

り込めるような名前というか、条例（案）の中に入って特徴的なものになってくると、千葉市の基本条例はほかとは違いますよという特徴的なものになってくるのではないかと思います。支援という言葉で一人ひとり取り残さないという考えが伝わっていくのではないかと思います。

○田村委員 私も障害がある子どもたちの支援やひきこもりのお子さんの支援をして、全ての子どもや若者がこれを読んだときに自分にははまらないと思わないようにという表現体がやはり必要で、取りこぼさないとか、今、言ってくださったようなそういったところに入っていきのかなと感じています。

あとは、やはり子どものうちだけではなく、成長するには時間がかかり、そしてその間に、サステナブルなというのは難しいけれども、人間はずっと成長発達していく中で、それを支えますよというところに子ども・若者が入っているので、成長とか自立という言葉だと、時間経過みたいなものが感じられるような——難しいですよ、入れないほうがいいかもしれないですが、そういう表現があったほうがいいのかなというふうに感じています。

○宮本委員長 今、困窮者支援制度では、「誰一人取りこぼさない」、それから「誰一人断らない」など、そういう表現をそのまま使っています。

はい、どうぞ。

○笹口委員 笹口です。いろいろ盛り込みたい内容はあると思うのですが、それを全て網羅できるような言葉というのは恐らくとても難しいのではないかと考えます。この後、この条例を基に市町村の実施計画をつくるという運びだと思いますので、計画のほうには、例えば何々計画といって、副題として「何々を目指して」みたいなものをつけることはあると思うのですが、条例は副題というのは聞いたことがない。ですから、やはり一番シンプルなのは「千葉市子ども条例」だと思います。「基本」を抜く・抜かないということを議論したいわけではないのですが。ですから、この後につくる計画にその辺のところは盛り込むことにして、基となる条例はシンプルなものにしていくのがよろしいのではないかと考えます。

○宮本委員長 ありがとうございます。一つの考え方は、行動計画のほうでより具体的な表示をするということで、今回は、ある意味でどうにでも取れるし、どうにでも適用できるような、そういうものにしていくという意味で、「子ども・若者基本条例」、そこに落ち着けるという考え方はいかがでしょうか。もし反対される方がなければ、そこに落ち着けますか。よろしいですか。賛成していただけているということで、「千葉市子ども・若者基本条例」とします。ありがとうございました。

それでは、最後に論点（４）、救済委員に関する規定に関して、です。この条例（案）においては、設けることというだけでなく、子どもの権利保障と権利侵害に対する救済等の積極的な取り組みを位置づけています。

○矢尾板副委員長 素案のほうでは救済制度をつくると軽く書いておいて、あとは要綱などで具体的に書きましようという議論だったと思うのですが、今回、条例（案）の中で具体的に第２節に入りましたので、第２節で具体的に書くということが大きな変更になります。それについて委員会としてよいのかどうか。ここはもうこれまでの議論で答えが出ていると思いますけれども、そこだけ確認していただくのがよろしいのではないかと思います。

○宮本委員長 要綱という形で別にしないで、本文の中に全部入れるということでよろしいかどうか

かということですが、ちょっと懸念するのは、救済の部分は文字数が非常に多いので、読んでいて、救済のほうでずっと行くというのは流れとしてスッキリしないかなと。だから、大事なところだけを出しておいて、その後につけるのは形としては要綱ですか。ちょっと工夫することも、文章の分かりやすさ、美しさからすると必要かなという感じもいたします。

○矢尾板副委員長 ある種バランスが悪い。全体像として。ここだけすごく具体的になっている。論点（１）にも通じるわけですが、すごくバランスが悪いです。委員会として、バランスが悪いなど違和感がありつつも、必要だろうという判断なのか、元に戻るのかみたいな話があるのですが、今までの議論だと、多少バランスが悪くてもいいのではないかと、論点（１）でも議論されていました。

そういう意味で、論点（３）に戻ると、基本条例と言うには、ここだけ具体的過ぎて据わり心地が悪いなど。だから、もう少し具体的な条例名にしておいたほうが据わりがいいのではないかなという御意見も多分事務局のほうではあったと思います。バランスの問題で、条例名の話まで終わっているのだから、バランスは悪いけれども、委員会としてはこのままでいいですよという確認をしていただくのがこの場面なのかなと思います。

○宮本委員長 ここまで本文の中にしっかり書くということは、千葉市はこれに関しては非常に力を入れているということを示すという意味では、ちょっとバランスを欠いて読みにくくはあるけれども、このままということもある。

○村山委員 村山でございます。私はこのままでいいと思っています。今回初めてこの救済機関についての条項（案）をいただいているので、もう少し精査をしたいとももちろん思っているのですが、ボリュームなどに関しては別にいいのではないかと考えています。

確かに絵的に美しくないというものはあるかもしれませんが。バランスがよくないというものはあるかもしれませんが。ただ、条例にこれを書いておかなければならないということもあるわけです。この救済委員という人たちが何をできるのか、条例というのは法規範性があるものですから、そこに書いておいていただかないと、何の権限であなたたちはこんなことをしているのですかと言ってくる人も中には出てくるわけです。「要綱のほうに書いてあるから」「要綱でしょう。民主的なコントロールが働いていないものではないか」と言ってくるパターンもあるわけです。

なので、条例で定めるべき内容もこの中にはたくさんあると思います。その精査は必要だとは思いますが、基本的にここが膨らんでしまうことについては、実を取るほうがやはり大きいですから、そちらを重視すべきかなと個人的には思っています。

○宮本委員長 ありがとうございます。そういう意味では、要綱に落としてしまうよりも、本文にしっかり書くことが大事かなという感じがいたします。

村山委員、表現に関しては少し工夫の余地もあるということによろしいですか。かなり詳細に書かれています。

○村山委員 いくつか気になる条項もございまして、それについてはここでは語り切れないので、またどこかで意見は出ささせていただきたいと思っておりますが、そういうタイミングはありますか。

○宮本委員長 どうでしょうか。後日意見を事務局に出すということで。

○宮葉課長 基本的には、答申については委員会で決定していただいたものを記載していただくことが前提となっておりますので、今後出されたとしても、委員会の決定ができないということで

あれば、対応については難しいかなと考えております。

○宮本委員長 村山委員がおっしゃったのは、答申の問題ではなく、今ここにずっと書いてありますけれども、多少表現ぶりの修正が必要かという御意見ですね。

○村山委員 そうです。そういう意見を出したいのですが、答申（案）について我々はこれから検討するのですか。全体的な進行を確認したほうがいいのかもしいかなと思います。

○宮本委員長 今、条例の文面も検討しているわけですが、この後の作業は、答申の文章をつくらなければいけないということで、実はちょっと時間が押しているのですが、答申にどういうことを盛り込めばいいかという御意見もいただく必要があります。

でも、村山委員が今言われていることは、条例の文章に関してですよ。表現ぶりに関してですよ。

○村山委員 はい。

○宮本委員長 それは後日事務局へというのでもよろしいのではないですか。今日は、その部分以外にも、ここは表現ぶりを変えたほうがいいのかという御意見がまだまだたくさんあると思っております。

○矢尾板副委員長 そうすると、答申というよりも、条例（案）を決めておかないと次のステップに行けないのではないかと。微調整はあると思います。ここから今日の御意見を踏まえて微修正をしていく。書きぶりとか、今日の自立の話とか健やかの話がありましたから、微妙な表現を変えていくというのは段階としてあるけれども、今日この条例（案）を決めておかないと、次のステップに行けないのではないかと思いますので、大幅な修正はこの場ですべて出させていただいたほうがよろしいのではないかと。それで、委員会の総意として、やはりそれは改修が必要だよということをやらなければいけないのではないかと思います。

○宮本委員長 私はもう先走ってしまって、大幅な改修の意見はないだろうと考えていましたが、それはあり得ることです。

課長、答申（案）まで今日の2時間の中でやれそうもないのですが、どうしましょうか。

○宮葉課長 答申（案）は事務局がつくるのですが、答申に何を盛り込むのか、どういうことを盛り込むのかは委員会として決定していただきたいです。この場でという形になりますが。次回の委員会で今日の御議論を踏まえて答申（案）を提示いたしまして、御確認いただいて、また必要な修正等を行っていただく形を考えております。

○宮本委員長 そうしましたら、答申に盛り込んでほしいものの御意見をいただかなければいけないのですが、その前に条文に関してまだいろいろ御意見がありますよね。それを10分ぐらいでお出しただけですか。細かい微調整は後にするというので、大きな順序や枠組みの変更など、それに限って御意見をいただいて、その後10分は答申（案）についてこれを盛り込むべきというような御意見をいただく。いいでしょうか。

○村山委員 意見をよろしいですか。何度もすみません。大枠に入るかどうかはよく分からないのですが、ここは絶対変えていただきたいと思ったのは、25条の権利救済の調査等の対象外の条項です。これはすごくたくさんあり、ほかの自治体の条例を見るとこういうところもあるのですが、そうではなくて、そんなになくところもあります。時間がないので端的に言うと、（1）、（4）、（5）は私は要らないと思っています。定義も不明ですし、そこは要らないと思いますという

ころでよろしいですか。

○宮本委員長 これは専門家である村山委員からそういう形で出ておりますので、ここで意見交換はしないということでもよろしいかと思えます。

○矢尾板副委員長 一応理由を聞かせていただいてもいいですか。

○村山委員 ちょっと長くなりますけれども、よろしいですか。

分かりやすいのは（４）ですが、「市の機関において対応中の事案に関するものであるとき」に、なぜ救済委員が調査できないのかが分らないです。市のほうで対応しているけれども、なおまだ不利益がある、侵害されているときにこそ使ったほうがいいと思うので、ここが入っているのがよく分らない。絶対要らないだろうなというのが私の意見です。

（１）はよくほかの自治体にも載っていて、いわゆる裁判所で取り扱う法律上の争訟について裁判所では決着をつけようとやっているわけですが、それ以外についてこういうふうに変更してほしい、助けてほしいというのは同じ事案でもあるわけです。なので、これも別に排除する必要はないと思っています。

あとは、（５）事実のあった日から５年経過したものは基本は駄目だと書いてありますけれども、それはなぜなのか。例えば性被害でもいいのですが、５年たった後にしか言えないということもあるわけですね。ですから、５年で切る必要はないのではないかと。

もちろん柱書のところで「特別の事情があると認めるときを除き」とあるので、これに該当しても調査できる場合はあるはありますが、各号の中に入れる必要はないと（１）、（４）、（５）に関しては思っております。

○矢尾板副委員長 それについて、入れた趣旨も事務局からお聞きしておくと、我々としては判断がしやすい。

○宮本委員長 では、事務局からお願いします。

○宮葉課長 まず（１）と（４）については、係争中または対応中にしておりますので、裁判なり、あるいは市の機関において調査等をしたその結果が出てから、それに対して不服があるということであれば救済委員に申し出ることができるという規定にしております。

（５）については、一定程度時間が過ぎてしまうと、事実関係の確認が難しくなるということも含めまして、他市の状況等も参考にしながらこういった規定を設けているということでございます。

○宮本委員長 これに関しては、限られたものになりますけれども、これから村山委員も含めて検討して、（１）、（４）、（５）をカットするかどうかということを決めて、もしあれでしたら次回にお諮りするということもありだと思えます。

では、そのほかに。御意見をいただければと思いますが、時間の関係があるものですから、２分ぐらいで御発言をお願いいたします。

○郡司委員 端的に申し上げます。12ページにあります2章の3節、若者の権利の保障ですが、何を言われているのかがあまりよく分らないというのが今回新しく設けられた項目の中で思っているところです。

「若者は（中略）円滑な生活を送るための権利を保障されなくてはなりません」と書いてありますけれども、これはこどもに関しても同様だと思います。なぜここで「若者」と特筆して書か

れているのかというところが分かりづらいので、内容をもう少し検討する必要があるかと思っています。

それと同時に、ここの内容、特に33条ですが、困難を有する若者の例があまり明記されていないことや、あとは、自立させようとしている感じがひしひしと感じられる文章なので、これではいいのかは審議が必要かと思っている次第です。

- 宮本委員長 ありがとうございます。これも伺っておいて、事務局と相談して文言をつくってみたいと思います。
- 矢尾板副委員長 本当は事務局から御説明いただいたほうが良いと思うのですが、最初の御質問は、第3節のとして出しで若者の権利の保障というのがこれまでなくて、こどもの権利の保障でした。要するに、第2章の第1節との関係の中で新たに第3節をつくったので「若者は」と書いてあるだけだと思いますので、このままでいいと思います。
- 宮本委員長 その続きにいきたいと思います。そのほか御意見いかがでしょうか。
- 沖委員 沖です。こうやって急ぎ足でみんなで議論していくこと自体が不満です。一生懸命読んできて、いっぱい書いてきたんです。でも、これが言えない。議論がないまま、こうやって時間がないからと先に進めていくのでいいのですか。まずそこが嫌です。もう少しきちんとみんなで意見をまとめて進めていけるように。大事なものをつくっているのに、急ぎ足で、時間がないからというそれだけの理由で、みんなの意見はもっといろいろなものがあるのに、はしょってはしょって、それでいいものをつくれるとは思わないですよ。だったら、「こういうことをやるから、みんな考えてきてね。時間はこれだけあります」と。みんな生活している中で、一生懸命考えてやってきているのに、流れが変わらなければ、大局に影響がないところは考えなくていいとか、そういうスタンスでは駄目だと思います。なので、きちんと考えられるような場と時間をつくってほしいです。
- 宮本委員長 沖委員にお尋ねしますが、たくさん赤を入れてこられたということですが、その赤は、微細な表現の問題ともっと大きな本質的な問題で、どれぐらいの割合になっていますか。
- 沖委員 そんなに頭がよくないのでよく分かっていないのですが、例えば文言の書きぶり、前文の「ところが」から始まる所、「そのため、こどもが持っている権利について、大人やこどもが、もっとよく理解することが必要です。そうすることで、大人はこどもをもっと大切にしなければいけないと考える」というこの文言自体も違和感があって、現状大切にしていないという前提があるからこそ大切にしなければいけないと大人は思うだろうと私たち大人は考えていると書いてあるわけです。ここは、大人は、こどもが持っている権利をよく理解することで何ができるか。「こどもがよりよく育つ環境をつくって、必要としている助けに気がつくことができ」とか、そういう言葉だったら分かるけれども、「大切にしなければいけない」とか、簡単な言葉がたくさんあるのがちょっと嫌です。

それと、もっと下のほう、第2段落、「全てのこどもや若者は」から始まる所、その下に「社会に羽ばたくための」という夢のある言葉が使われているのですが、「社会に羽ばたく」とはどういうことかと皆さん思いませんか。「社会で生きたいように生きるための充実した毎日」などであれば、4ページの総則の目的の第1条の最後の行、「自己実現がかなう社会の実現を図

ること」、ここに続く伏線になると思います。

言葉もやっぱりみんなで検討したほうがいいと思うし、それが大筋の流れを変えることにはならなくても大事だと思います。

あと、これは大事かなと思うのは、7ページの第14条、「こどもには、自分を守り、又は守られる権利があり、主として次に掲げるものが保障されなければなりません」。「(5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること」。例えば、夜中の12時に親に殴られている中学生がいます。この子が気軽に相談し、適切な支援を受ける。どういう場所が考えられるでしょうか。今の千葉市には存在しない支援を言っていると思うんですね。大体事件は深夜や土日に起こるから、公に助けを求められる場所なんてないんですよ。警察と児相以外は。ここにこう書いているけれども、実現できるのかどうか。そういうこともちゃんとエンドを見て書かないと、理想を言っているだけでも駄目なのではないか。

大事さの加減が分からないのでこの辺にしますけれども、いろいろ言いたいことがあるし、皆さんもあると思います。なので、もう一回ぐらいもむチャンスが欲しいです。

○宮本委員長 どうでしょうか。文言も、表現ぶりをこれではなくもう少し工夫が必要ということはいろいろあると思いますが、それをこの人数でやっていくのはかなり時間を取られますので、もう少し効率よくやるためには、とにかくここはおかしいということを出していただく。そして、事務局と私は絶えず連絡を取り合っておりますので、まずそこで検討をし、御意見をいただいてこれでどうだろうかということとはまたお返しするというようなことをやっていかないと、一言一句ここで全部やっていくことはほぼ不可能で、会議でそういうことはやらないと思います。

○矢尾板副委員長 そもそも3月で素案が出ましたよね。そこで皆さんに一回確認していただいているんですよね。今回、2か月たって大きく変更していることがこれを招いているというか、新しい文章が入ってきているのもう一回確認し直さなければいけない部分があると思います。その点で、議論の積み重ねがないと最初申し上げましたが、その弱さが今出ているような気がしています。

本来であれば、時期を延長してやっていかなければいけないところではありますが、とは言いながらも、この条例の最終的な目標が定められている中で、今後手続を取っていかなければならないとなると、そこについては委員の皆様にご容赦をいただかなければいけない部分は多々あると思います。私も副委員長ですので、委員会運営についていろいろと皆様に御迷惑をおかけしていることについては率直におわび申し上げたいと思っています。

その中で、細かい表現の部分については、それが事務局に届いて委員長とやられても、なかなか我々がそれを共有することができなくて、突然出てきますから、そこについてはある程度期限を決めていただいて、意見書みたいな形で文章で出していただいて、それを委員長と副委員長が一度事務局のほうとやらせていただいて、事前にメール等でどうなったか。要は、事務局の考え方でここは直せる、直せないというところもあると思いますので、それを含めてフィードバックをメール等でやらせていただくのがこれからの時間の中では妥当なのかなと思うので、そういう御提案をさせていただきたいと思います。

○宮本委員長 3月でこのレベルまでの文章を出すというのは時間的に言っても無理であって、3月でアウトラインが出てきたわけです。その後、時間を相当かけてここまで来て、それでどうで

すかというふうに意見を出していただいているわけですから、3月の時点でやっていないことがこういう混乱を招いているということはありませんと私は思います。

○矢尾板副委員長 若者を入れるかどうかというところで、これまでの議論の中でやってきていますから、大きな変更にはなっていると思います。それは別に変更するかどうかということではないです。

○吉永委員 すみません、私がちょっと素朴に感じたことですが、本日冒頭に副委員長の先生から論点というものが出されているのですが、今日議論してお分かりになったように、どの人にも論点があるということだと私は思います。副委員長の論点を冒頭のかかなりの時間を使ってされたことで、みんなが私にも論点があったと気づくきっかけになったので、とてもありがたかったなと思うのですが、こういうふうにもどの人も持っている論点を、副委員長のメモを参考に、一番大事な私の論点ということで少しまとめさせていただいて、先ほどおっしゃったように、事務局や委員長がそれを検討してくださるという方法を取っていただけると私たちが論点を出しやすくなるかなと思います。

○矢尾板副委員長 それは大変よいことだと思います。書いて出していただいて、意見書みたいな形でよろしいと思います。

○宮本委員長 それでは、時間も限られておりますので、今の御意見のように、大分今日深まったと思いますので、改めて皆様お一人お一人で整理をして、言いたいことがありましたら文章で事務局に届けていただくということにしたいと思います。

そうしましたら、課長、どうしましょうか。

○宮葉課長 今お話しいただいた内容を踏まえまして、一度会議後に委員長、副委員長と事務局のほうでお話しさせていただきまして、その経緯あるいは結果につきまして、また皆様にメールでお知らせさせていただきたいと考えております。

○宮本委員長 ありがとうございます。私の進行が不得手で時間を取ってしまいました。

ここまで来ておりますし、今日の議論を踏まえすと、それぞれ委員の皆様、ここが言いたいとか、そういうことがかなり明確になってきたと思いますので、そういう意味で今日の2時間は無駄ではなかったと思います。ということで、ぜひ御意見を提出していただきたいと思います。

では、答申のほうですね。時間がちょっと延びてもよろしいですか。ちょっと延ばしていただいて、答申にぜひ盛り込むべきだという御意見を手短かに短い時間で御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

これは部会でやったことのおさらいでもありますので、特に部会の部会長をやられた方が御発言いただくのとまとまりやすいかと思います。

村山委員は、先ほどの御意見で答申に盛り込むことは大体よろしいですか。

○村山委員 ほとんど考えてきていなかったのですが、取りあえず部会でお出しした意見のとおり入れていただきたいですということでもいいですか。正直、絞って何かというのはあまり考えてきていなかったものからです。

○宮本委員長 分かりました。救済に関してはそれでよろしいですね。

では、田村委員、部会を踏まえて何を盛り込むか、お願いします。

○田村委員 先ほど私も発言させていただいて、意見表明や社会参画、そこに意見を反映していく

ことを今回盛り込んでいただいたということと、広く施設・団体、そういったところが反映するという点について、意見を表明するだけでなく反映することに努めていくことが非常に強く入っているかなと思います。その部分は、部会で皆さんに御意見をいただいた部分で、提示をしている部分かなと思います。

もし細かくあれば、部会の方からまた御意見をいただいて、その部分はまた御連絡をさせていただくということでも可能なのでしょうか。お願いいたします。

○宮本委員長 総則のほうはどうか。

○岸委員 総則は、理念とかその辺りで重要なところになってきますが、非常に初期の議論の中でも出てきた言葉で、「今を生きる子どもたちがこどもらしく生きる」ということがやはり大切だと考えております。つまり、大人になる子どもではなく、若者になる子どもではなく、今生きている子どもたちがこどもらしくその子らしく生きることが、どのように理念的に総則の文言として加えていけるかということがすごく重要ではないかと考えています。

○宮本委員長 ありがとうございます。

あとは施策の推進ですかね。

○吉永委員 施策の推進です。そちらに関しては、冒頭に課長から御紹介いただいた中に子どもたちの御意見がいろいろあったような気がするのですが、それも少し答申の中に入れていただければと思います。施策の推進に関する意見があったと思います。

あとは、事前にメールでもやり取りしてしまったので、また言うのは申し訳ないのですが、14ページの39条の3で、実は人材の配置を部会でかなりいろいろ話し合ったので、素案のほうにはそのことが入っていたのですが、「庁内における連携や調整を強化する体制を整備」という言葉で総括してくださったということで、その中にはそういう人材を配置するということも含まれていると説明していただいたのですが、ここに入らないということになりましたら、答申のほうに、こういうことを想定して議論してきましたという形で入れていただければと思っています。

○宮本委員長 ありがとうございます。これでよろしいですか。

若者の部分を入れたことに関しては、私のほうからなぜ入れたかということを加えていただきたいと思います。

では、急ぎ足で申し訳ありませんけれども、一通り予定が終わったということになります。何か付け加えることがありましたら、御発言をお願いします。よろしいですか。

では、あとは事務局にお返しします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。次回の条例検討委員会ですが、以前示しておりますスケジュールでは7月頃の開催を予定しておりますが、先ほどお話がありましたように、この後に委員長、副委員長とお話しさせていただきまして、また改めてその顛末につきまして委員の皆様にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐久間補佐 それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会を閉会いたします。本日は、委員の皆様方、どうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。